

コンプライアンス規程

一般社団法人日本パラ水泳連盟

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「本連盟」という。）の組織運営、諸事業の推進等に関わるすべての関係者が遵守すべきコンプライアンスに関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に生かされるように図るとともに、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(規律対象者の適用範囲)

第2条 この規程の適用範囲は、役員、技術支援会員、職員、各委員会委員及びその他の本連盟関係者（以下「役職員等」という。）であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第25条に規定する理事及び監事並びに定款第44条第1号から第3号に規定する会長、副会長及び参与をいう。
- (2) 技術支援会員とは、定款第6条第3号に規定する会員をいう。
- (3) 職員とは、定款第65条に規定する事務局長及び職員をいう。
- (4) 委員会委員とは、定款第51条に規定する委員会の委員長、副委員長及び委員をいう。
- (5) その他の本連盟関係者とは、定款第44条第4号及び第5号に規定する特別職及び定款6条第2号に規定する競技会参加会員をいう。

(組織の使命及び社会的責任)

第3条 役職員等は、定款第2条に規定する本連盟の設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第4条 役職員等は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第5条 役職員等は、関連法令及び本連盟の定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第6条 役職員等は、暴力、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

- 2 役職員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役職員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋、強要をしてはならない。
- 4 役職員等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、補助基準及び会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役職員等は、自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、本連盟の名誉・信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
- 6 役職員等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。
- 7 役職員等は、正当な理由のない限り、本連盟の指示命令に従わなければならない。
- 8 役職員等は、方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与してはならない。
- 9 役職員等は、関係法令、本連盟の定款及び諸規程を厳格に遵守しなければならない。

(総務コンプライアンス委員会の設置)

第7条 この規程の実効性を確保するために理事会の決議により、本連盟に総務コンプライアンス委員会を設置し、この規程の遵守状況を監視する。

2 総務コンプライアンス委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の決議によりこれを別に定める。

(違反による処分等)

第8条 役職員等に、第6条の遵守事項に違反する行為があったと認められる場合は、処分規程に基づき総務コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議により相当の処分をするものとする。ただし、懲戒免職、懲戒解雇及び登録資格の剥奪以外の処分については、運営委員会において処分決定を行うことができる。

(利益相反の防止及び開示)

第9条 役職員等は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反行為が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示その他本連盟が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第10条 役職員等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、補助金等交付団体、寄付者、納税者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 役職員等は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第12条 役職員等は、事業活動の成果の向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(外部講師等への準用)

第13条 この規程は、本連盟が第2条に規定する役職員等以外の者で本連盟が主催する事業等に参加を依頼し、又は参加を認めたトレーナー、医師、学識経験者、講師又は関係者に対して準用する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則 (注) 2013年4月8日登記完了

この規程は、本連盟の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、2017年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、2018年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、2019年6月22日から施行する。

附 則 (注) 2021年2月21日開催の理事会において決議

この規程は、2021年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、2022年6月25日から施行する。